

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公表番号】特表2019-532683(P2019-532683A)

【公表日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-046

【出願番号】特願2019-505041(P2019-505041)

【国際特許分類】

A 6 1 C 17/34 (2006.01)

A 4 6 B 13/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 17/34 A

A 4 6 B 13/02

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月2日(2020.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パーソナルケア装置のための駆動トレインアセンブリであって、

第1の端部マウントと第2の端部マウントとの間に懸架されたねじりばねを有し、前記ねじりばねは、前記第1の端部マウントに取り付けられた第1の端部と前記第2の端部マウントに取り付けられた第2の端部とを有し、前記ねじりばねの前記第1及び第2の端部は、交差したわみばねヒンジをそれぞれ有する、駆動トレインアセンブリ。

【請求項2】

前記第1の端部マウントが、モータと係合するように構成される、請求項1記載の駆動トレインアセンブリ。

【請求項3】

前記第2の端部マウントが、アタッチメントの接続のための駆動シャフトと係合するように構成される、請求項1記載の駆動トレインアセンブリ。

【請求項4】

前記X字型交差したわみばねヒンジのそれがX字型であり、前記ねじりばねから外側へ延在している2つのばねヒンジリーフレットを有する、請求項1記載の駆動トレインアセンブリ。

【請求項5】

前記ねじりばねが、長手方向に沿ってV字型である、請求項1記載の駆動トレインアセンブリ。

【請求項6】

前記第1の端部マウントにおける第1の支持構造であって、前記ねじりばねの前記第1の端部が前記第1の支持構造に取り付けられる前記第1の支持構造と、

前記第2の端部マウントにおける第2の支持構造であって、前記ねじりばねの前記第2の端部が前記第2の支持構造に取り付けられる前記第2の支持構造と、
を更に有する、請求項1記載の駆動トレインアセンブリ。

【請求項7】

前記ねじりばねの前記第1の端部が、前記第1の支持構造に溶接されており、前記ねじ

りばねの前記第2の端部が、前記第2の支持構造に溶接されている、請求項6記載の駆動トレインアセンブリ。

【請求項8】

パーソナルケア装置のための駆動トレインアセンブリであって、モータと連絡するように構成された第1の端部マウントと、アタッチメントの接続のための駆動シャフトと連絡するように構成された第2の端部マウントと、

前記第1の端部マウントと前記第2の端部マウントとの間に懸架されるとともに、前記第1の端部マウントに取り付けられた第1の端部と前記第2の端部マウントに取り付けられた第2の端部とを有する、ねじりばねと、

前記第1の端部マウントにおける第1の支持構造であって、前記ねじりばねの前記第1の端部が前記第1の支持構造に取り付けられる前記第1の支持構造と、

前記第2の端部マウントにおける第2の支持構造であって、前記ねじりばねの前記第2の端部が前記第2の支持構造に取り付けられる前記第2の支持構造と、

前記ねじりばねの前記第1の端部上の第1の交差たわみばねヒンジと、

前記ねじりばねの前記第2の端部上の第2の交差たわみばねヒンジと、を有し、

前記第1の交差たわみばねヒンジ及び前記第2の交差たわみばねヒンジの各々が、前記各ねじりばねから外側へ延在している2つのばねヒンジリーフレットを有する、駆動トレインアセンブリ。

【請求項9】

前記ねじりばねが、V字型である、請求項8記載の駆動トレインアセンブリ。

【請求項10】

パーソナルケア装置であって、ハウ징と、第1の端部マウントと第2の端部マウントとの間に懸架されるねじりばねを有する駆動トレインアセンブリと、を有し、

前記ねじりばねは、前記第1の端部マウントに取り付けられた第1の端部と前記第2の端部マウントに取り付けられた第2の端部とを有し、

前記ねじりばねの前記第1及び第2の端部は、交差たわみばねヒンジをそれぞれ有する、パーソナルケア装置。

【請求項11】

前記第1の端部マウントが、モータと係合するように構成される、請求項10記載のパーソナルケア装置。

【請求項12】

前記第2の端部マウントが、アタッチメントの接続のための駆動シャフトと係合するように構成される、請求項10記載のパーソナルケア装置。

【請求項13】

前記交差たわみばねヒンジの各々が、前記ねじりばねから外側へ延在している2つのばねリーフレットを有する、請求項10記載のパーソナルケア装置。

【請求項14】

前記第1の端部マウントにおける第1の支持構造であって、前記ねじりばねの前記第1の端部が前記第1の支持構造に取り付けられる前記第1の支持構造と、

前記第2の端部マウントにおける第2の支持構造であって、前記ねじりばねの前記第2の端部が前記第2の支持構造に取り付けられる前記第2の支持構造と、を更に有する、請求項10記載のパーソナルケア装置。

【請求項15】

前記ねじりばねが、V字型である、請求項10記載のパーソナルケア装置。